

昭和二十三年大蔵省令第九十二号

国有財産法施行細則

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）を実施するため、国有財産法施行細則を次のように定める。

第一条 この省令において「分類及び種類」、「部局」、「所管換」、「所屬替」及び「各省各庁の長」とは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下法という。）に規定する「国有財産の分類及び種類」、「部局」、「国有財産の所管換」、「国有財産の所屬替」及び「各省各庁の長」をいう。

2 この省令において「地上権等」、「特許権等」及び「政府出資等」とは、それぞれ法第二条第一項第四号、第五号及び第六号に掲げる財産をいう。

第二条 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号。以下「令」という。）第十三条第二項に規定する財務大臣が定める財産は、株式とする。

第三条 各省各庁の長は、法第三十一条の第三項の規定による境界確定の協議がととのつた場合又は法第三十一条の四第二項の規定による境界の決定を行った場合には、当該境界を明らかにするため、境界標を設定しなければならない。

第四条 法第三十一条の三第三項の書面には、左に掲げる事項を記載し、各省各庁の長及び隣接地の所有者が記名押印しなければならない。

一 境界を確定した国有財産及び隣接地の所在
二 隣接地所有者の氏名又は名称及び住所
三 立会期日及び協議がととのつた期日
四 境界標の番号及び位置
五 その他参考となるべき事項

第五条 法第三十一条の四第二項の規定により境界を定めた場合には、左に掲げる事項を記載した境界決定書を作成し、これに各省各庁の長及び立ち会った市町村の職員が記名押印しなければならない。

一 境界を定めた国有財産及び隣接地の所在
二 隣接地所有者の氏名又は名称及び住所
三 立会期日
四 境界標の番号及び位置
五 立ち会った市町村の職員の職名及び氏名
六 境界を定めた経過
七 その他参考となるべき事項

第一条の六 法第三十一条の四第五項の通知及び公告には、第一条の五各号に掲げる事項及び法第三十一条の五第一項の期間内に同項の規定による通告がないときは、境界の確定に関し当該隣接地の所有者の同意があつたものとみなされる旨を記載しなければならない。

第一条の七 法第三十一条の五第一項の通告は、書面によつてしなければならない。

第二条 国有財産の台帳（以下「国有財産台帳」という。）は、第一号様式による。

第三条 国有財産台帳に、当該台帳に登録される土地、建物及び地上権等についての図面を付属させて置かなければならない。

2 前項に定める図面の調製基準は、財務大臣の定めるところによる。

3 国有財産台帳に登録される立木竹及び工作物については、必要と認める図面を付属させることができる。

4 国有財産台帳に登録される不動産の信託の受益権については、信託財産に係る必要な図面を付属させることができる。

第四条 国有財産の総括簿を備えるときは、第一号様式中総括に準じて、これを調製しなければならない。

2 前条の規定は、行政財産の総括簿を備える場合について、準用する。

第五条 国有財産台帳に登録すべき国有財産の区分及び種目は、別表第一による。

第六条 国有財産台帳に登録すべき数量の単位は、別表第二の定めるところによるものとし、その端数は、小数点以下二位未満を切り捨てる物とする。ただし、区分が立木竹のうち立木及び船舶の端数は、小数点以下三位未満を切り捨てるものとする。

第七条 削除
は、別表第二による。

第八条 国有財産台帳に記入すべき増減事由用語は、別表第三による。

第九条 国有財産増減及び現在額報告書は、第二号様式に、国有財産見込現在額報告書は、第三号様式に、国有財産無償貸付状況報告書は、第四号様式による。

第十条 削除
第十号の二 令第六條の十一第一項に規定する証明書の様式は、別表第三による。

第十号の三 令第十六條の六第二項に規定する証明書の様式は、別表第四による。

第十号の四 法第三十一條の二第四項の規定による証明書の様式は、別表第五による。

（都道府県又は市町村が事務を行う場合の証明書の様式）

第十條の四の二 前二條に定める証明書の様式は、法第九條第三項の規定により事務を都道府県又は市町村が行うこととなつた場合においては、別表第六によることができる。

（電磁的記録による作成）

第十條の五 各省各庁の長が、法第三十九條の規定により報告書等（予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（平成十五年財務省令第二十四号）第一条に規定するものを除く。）の作成に代えて当該報告書等に係る電磁的記録の作成を行う場合においては、各省各庁の長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成するものとする。

（電磁的方法による提出）

第十條の六 法第四十條第一項に規定する財務大臣が定める電磁的方法は、財務大臣の使用に係る電子計算機と各省各庁の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う方法によるものとする。

第十條の七 この省令に定めるもののほか、電磁的記録の作成の方法及び電磁的方法による提出に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附則
第十一條 この省令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から適用する。但し、第九條中国有財産増減及び現在額報告書の様式及び国有財産無償貸付状況報告書の様式（同様式調製要領二を除く。）に関する部分は、昭和二十二年分分から、これを適用する。

第十二條 国有財産法施行規則（大正十一年大蔵省令第十四号）は、これを廃止する。

附則（昭和二十四年七月二日大蔵省令第六九号）
この省令は、公布の日から施行する。但し、第二号様式、第三号様式及び第四号様式については、昭和二十三年分分から適用する。

附則（昭和二十七年一〇月二九日大蔵省令第一二九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年六月一日大蔵省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。但し、第二号様式調製要領の改正規定は、昭和二十七年分分の国有財産増減及び現在額報告書から、別表第二国有財産増減事由用語表各区分に共通の部の改正規定は、昭和二十八年一月一日から適用する。

附則（昭和二十九年二月一日大蔵省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年七月一日大蔵省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行し、第七條の改正規定及び改正後の別表第二各区分に共通の部の規定は、昭和三十一年三月三十一日から適用する。

附則（昭和三十三年七月二日大蔵省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行し、国有財産法施行令の一部を改正する政令（昭和三十三年政令第二百一十一号）施行の日（昭和三十三年五月三十一日）から適用する。

附則（昭和三十三年四月一日大蔵省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二号様式から第四号様式までの改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

この省令施行の際に改正前の規定により調製されている国有財産台帳は、大蔵省所管一般会計所屬の普通財産に係るものについては昭和三十三年十二月三十一日まで、その他の財産に係るものについては昭和三十四年九月三十日まで、それぞれ改正後の規定に基く国有財産台帳として使用することができる。

附則（昭和三十三年一月二二日大蔵省令第六八号）
この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則（昭和三十五年三月三十一日大蔵省令第三十号）
この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十七年一〇月一日大蔵省令第五十三号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の

第1号様式（表紙）

国

有

財

産

台

帳

何

会

計

所

帳

何々（分類）財産

何々（種類）財産

分冊

何々所管

何々部局

（日本産業規格JIS 4）

調製要領

- 1 口座は、土地を基準として設け、土地の定着物並びにその上に存する官署その他に所属する動産及び権利は、その口座に整理する。
ただし、土地を基準とする口座に整理し難いものについては、別に口座を設けるものとする。
- 2 土地を基準とする口座は、行政財産（森林経費用財産を除く。）にあつては用途別（たとえば何々庁舎、何々宿舍、何々学校、何々商

- 院等の別）1区域ごとに、森林経費用財産にあつては森林管理署又は森林管理署の支署の管轄区域ごとに、また普通財産にあつては1区域ごとに設ける。土地を基準としない口座は、当該財産を管理する官署等ごとに設ける。
- 注 1 区域とは、一体として利用される1団地をいい、土地の筆数は問わない。道路、水路等によつて分割されている場合であっても、社会通念上一体として利用されるものと認められる限り、1区域として整理するを妨げない。
- 3 土地を基準とする口座名は、行政財産（森林経費用財産を除く。）にあつては、その用途別の名称を、森林経費用財産にあつてはその森林管理署名又は森林管理署支署名を、また普通財産にあつては、旧口座名又は特有の名称のあるものはその旧口座名又は名称をとり、その他のものはその所収を略記するものとし、土地を基準としない口座名は、当該財産を管理する官署等の名称をとるものとする。
種別一定の用途に供するものと決定したものについては、適宜これを表示する（たとえば外務省庁舎予定地）。
- 4 1の口座に属する台帳の各種の配列は、総括を初筆とし、以下固有財産区分種目表に定める区分、種目の順序による。
- 5 2以上の口座を編てつする場合の配列は、土地を基準とする行政財産は所属官署等の順に、普通財産は都道府県郡市区町村大字字地番の順に、土地を基準としないものにあつては、末尾に当該財産を管理する官署等の順とし、巻頭に索引をつけて編てつする。
- 6 台帳は、一般会計及び各特別会計所属別に別冊とする。また行政財産については、その種類ごとに別冊とする。
- 7 1冊に編てつすることが量的に難しい場合には、分冊することができ、この場合には、これを表紙に表示する（たとえば第1分冊、千代田区第1分冊等）。
- 8 口座には、第5項による配列に従つて第6項による別冊ごとに1冊を通じて索引番号をつける。新たに口座を設定した場合において、その口座の索引番号は、その配列が従前の口座の中間に位置するときは、直前の口座の索引番号に接番号をつけたものとし、直前の口座がないときは、0とする。
- 9 台帳の各葉には、各冊ごとに1冊を通じてのページ数をつける。新たにそう入した各葉のページ数については、第8項の例による。
- 10 1の口座に属する台帳の全葉又は各葉がまつ消された場合には、これを除外して、別に編てつする。
- 11 台帳は、バインダー式綴綴（左とじ）とする。
- 12 総括の用紙は、淡赤色とし、各葉（索引及び総括を除く。）は固有財産区分種目表に定める区分の順に、次に掲げる色により、用紙の右下端から順次上方に表示する。
土 地 黒 色

- 立 木 竹 緑 色
- 建 物 茶 色
- 工 作 物 だいだい色
- 機 械 器 具 黄 色
- 船 船 濃 青 色
- 航 空 機 淡 青 色
- 地 上 構 造 物 あ い 色
- 特 許 機 等 紫 色
- 政 府 出 資 等 赤 色
- 不動産の信託の受益権 黄 緑 色

第1号様式（索引）

口 座 名	索引番号	ページ	備 考	口 座 名	索引番号	ページ	備 考

（日本産業規格JIS 4）

記載要領

- 1 ページ欄には、各口座の初葉のページ数を記入する。
- 2 台帳の各葉をそう入又は除外した場合は、備考欄にその年月日、ページ数及びそう入又は除外の旨を記入し、記載者が押印する。
- 3 口座の全葉を除外した場合は、その口座名、索引番号及びページ数を省略でまつ消する。

[illegible][illegible]

記載要領

- 1 標目ごとに記載する。
- 2 森林計測地帯中の森林地帯については、用途欄にその旨を記入する。
- 3 森林計測地帯中の非森林地帯については、用途欄にその旨を記入する。
- 4 森林計測地帯中の土地の全部又は一部が耕地である場合には、用途欄にその所有又は賃貸人及び数量を記入する（以下各条の替地権の記入について同。）。
- 5 森林計測地帯中における地帯の境界線記入する場合は、土地の計測地帯境界線の側に記入する。

記載例

- 1 「われこれに初動とする。 御機には、以上をすべて奉告をいつ、これを機動番号順に記入する。
- 2 機動に「おかしな事がある」といふ、その内容（たとへば「盗み、借金等」）を具体的に記述する。これらが、土曜、木曜等）、昼休みの類（わかれつき、スロートつき、機動つき）が関係つき、機動つき）及び機動（平機動、盗機動等、なにかしら）で記述するもの、その旨」を記入する。
- 3 盗機動番号順に、盗下、盗上、盗中及び盗上は必ず記入する。

記載事項

- 1 構造又は組合の異なるごとに別表とする。ただし、必要により、1個ごとに別表とすることを認める。
- 2 構造番号等には、建築物に付属する工造物について、その建築物の建物番号を記入する。
- 3 組合については、組合規約又は組合規約案に依る区分等と適宜記入する。（以下各表の組合欄の記入について同じ。）
- 4 構造、型式等欄には、構造、型式、材料、積算等を記入する。

※個ごとに別冊とする。ただし、器具については、型式、規格、容量等の同一のものを一括して記載することを認む。

- 1 1号ごとに別表とする。
- 2 登録年月日欄、登録番号欄及び符号字欄には、船舶原簿等に登録した年月日、番号及び符号字を記入する。
- 3 航行区域欄には、平水、沿海、近海及び遠洋の別を記入する。
- 4 漁具その他の漁獲については、その種類を船舶資料に合算する。

記載要領

- ① ①欄ごとに制度とする。
- ② 欄修繕には、欄修の金属、半金属、木製等の別を記入する。
- ③ 築物には、築の高麗、中築、松築、柱築、障壁等の別を記入する。
- ④ 風呂その他の築物については、その築物を航空機築物に合算する。

記載事項

- 1 区域又は1地区ごとに別個に
- 2 登録番号欄には、記載期間に登録された記載物の登録番号を記入する。
- 3 目的欄には、権利設定の目的（たとえば、建物所有、工作物所有等）を記入する。

3. 1件ごとに別巻とする。ただし、著作物については、種別、種別、規格が同一の地区及び施設又は定期刊行物等の一連の著作物で同一の題名を有するものを一括して記載することを認む。

4. 登録番号欄には、特許出願、著作権登録、商標登録、実用新案登録等に登録された登録番号を記入する。

5. 名称等欄には、発明の名称、著作物の題名及び略称等を記入する。

6. 実質的・出願等欄には、その著作物について、実質的、出願等が設定されている場合に、その権利者の氏名、権利の内容等を記入する。

2. 前項ごと（協議の協定により協定が採られている法人については、その協定ごと）に協議とする。

3. 内債には、1次又は1回の全部または部分的な返済を示すべき事項を記載する。

4. 資本金繰入は、特別の協定によりその出資する法人の資本金、増資、繰上りの拠出のつとを記入する。ただし、これにより難い場合は適宜記入する。全部出資の場合は記入を省略することができる。

4. 後援債は、全部出資の協定を除き、株式及び口債を記入する。

記載要領

- 1 1件ごとに別表とする。
- 2 信託の目的欄には、信託の受託者が信託財産を管理又は処分する方法を記入する。
- 3 信託の計算時期欄には、信託の収益の計算の時期を記入する。
- 4 信託財産欄には、国に信託した土地及び(準)の土地の定義物について記入する。

第1号様式（特許権等）

第1号様式（政府出資等）

第1号様式（不動産の信託の受益権）

第2号様式（表紙）

令和何年度

国有財産増減及び現在額報告書

何々省庁

（日本産業規格B4）

第2号様式（索引）

会計	(分類) 財産	(種類) 財産	部 局	ページ	会計	(分類) 財産	(種類) 財産	部 局	ページ

（日本産業規格B4）

第2号様式（増減及び現在額表）

区分		会計所属		(分類) 財産		(種類) 財産		合計		何々部局	
		数量		令和何年度		令和何年度増減		増引		令和何年度	
		単位	現在	数量	価額	数量	価額	数量	価額	現在	備考
土地	樹木	本			円		円		円		
	立木	立方メートル									
	竹	束									
	計										
建物	建築物	平方メートル									
	延べ面積	平方メートル									
工作物											
機械器具											
船舶	汽船	隻									
	トン										

艦船	隻										
	トン										
	隻										
計		隻									
航空機		機									
地上機等		平方メートル									
特許権等		件									
政府出資等											
不動産の信託の受益権		件									
合計											

（日本産業規格B4）

ページ

調製要領

- 一般会計及び各特別会計所属部局ごとに別表とする。また行政財産については、その種類ごとに別表とする。
- 区分、数量及び価額は、国有財産台帳の総括（総括を省略した場合には、これに代わるもの）によって計上する。ただし、報告すべき年度間において増減のない部局がある場合の当該部局の増減及び現在額表には、報告すべき年度末現在の数量及び価額のみを計上することができる。この場合令和何年度間増減欄に斜線を引くものとする。

- 3 差引欄に差引減のある場合は、その数字の左上部に△をつける。
- 4 備考欄には第9項により添付する増減事由別調査のページ数を記入する。
- 5 第1項により別添とした増減及び現在額表について、第6項に定める会計表を作成する。この場合においては、会計欄に○をつける。
- 6 この報告書は、索引を初葉とし、以下次の順に増減及び現在額表を編てつして、上部をとじる。

所管施設
行政財産会計
公用財産計
公共用財産計
皇室用財産計
森林経営用財産計
普通財産合計

一般会計会計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
公共用財産計
何々部局
皇室用財産計
何々部局
森林経営用財産計
何々部局

普通財産計
何々部局
何々部局

特別会計合計
行政財産計
公用財産計
普通財産計

何々特別会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計
何々部局
何々部局

何々特別会計合計
行政財産計
公用財産計
何々部局
何々部局
普通財産計

- 何々部局
何々部局
- 7 1冊を通じてのページ数をつける。
 - 8 索引には、第6項に定める編てつの順序に記入する。
 - 9 この報告書には、当該年度間における増減を別表第2に定める増減事由別別に集計した調査にして添付するものとする。

第3号様式（表紙）

第3号様式（表紙）

令和何年度
国有財産見込現在額報告書

何々省庁

（日本国憲法第44条）

第3号様式（索引）							
会 計	(分類) 財産	(種類) 財産	ページ	会 計	(分類) 財産	(種類) 財産	ページ

（日本産電規格D4）

第3号様式（見込現在額表）														
会計所属			(分類)				財源		(種類)		財産		合計	
区 分	数 量 単 位	令和何年度末現在 令和何年度末見込現在	令 和 何 年 度 間 見 込 増 減						令 和 何 年 度 末 見 込 現 在		備 考			
			増		減		差 引							
			数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格			数量	価格
土 地		平方メートル		千円		千円		千円		千円		千円		
立 木 竹	樹 木	本												
	立 木	立方メートル												
	竹	束												
	計													
建物	建物面積	平方メートル												
	延べ面積	平方メートル												
工 作 物														

機械器具													
船	汽 船	隻											
	ト ン												
	艦 船	隻											
	ト ン												
	漁 船	隻											
計	計	隻											
	計												
航 空 機		機											
地 上 機 等		平方メートル											
特 許 機 等		件											
政 府 出 資 等													
不 動 産 の 信 託 の 受 益 権		件											

合 計													
(日本産電規格B4)												ページ	

調製要領
1 この報告書の調製については、国有財産増減及び現在額報告書の例による。ただし、部局ごとに別業とすることを要しない。
2 数量及び価格については、単位未満の増数は切捨てる。

第4号様式（表紙）

令和何年度

国有財産無償貸付状況報告書

何々省庁

（日本産業規格B4）

第4号様式（無償貸付状況表）

用 区 分		数 量 単 位		令和何年度末現在		令和何年度間増減						令和何年度末現在		備 考
						増		減		差 引				
						数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	数量	価 格	
用途別土地		平方メートル												
立木竹	樹 木	本												
	立 木	立方メートル												
	竹	束												
	計													
建物	建 面 積	平方メートル												
	延べ面積	平方メートル												
工 作 物														

合計														
用途別土地	平方メートル													
合計														
総計														
土地	平方メートル													

調製要領

1 一般会計及び各特別会計ごとに別表とする。

2 用途別欄には、緑地、公園、ため池、用水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、屎尿処理施設、と畜場、信号機等の小規模施設、生活困難者の収容施設、災害の応急施設、地震防災の応急施設又は緊急事態の応急施設の別を記入する。

3 件数は、1契約をもって1件とし、合計欄に計上する。

4 数量及び価格とは、国有財産台帳により算出する。

5 一般会計及び各特別会計ごとに区分別の総計をつける。

[illegible]

[illegible]

移設	増設	新設	移転	復旧	模様替	修繕				信託終了	信託取消	交換	変更	(何々) より種目 へ種目変 更	物 作 工		実測	現物賠償	り編入	公共物よ 公共物へ 編入	る換地	整理によ る換地	土地区画		従物改設	従物移設	従物増設	従物新設	移転	復旧
移設			移転		模様替		取こわし	喪失		信託	交換		更	(何々) による引 渡		実測		編入				わし	従物取こ		従物改設	従物移設			移転	
																	債務不履行等に基づく相手 方の原状回復義務等の履行 によつて取得したとき。以 下同じ。				土地区画整理法に規定する 換地処分によつて取得した とき。以下同じ。							原形を維持して、その位置 を変更したとき。以下同じ 。		天災、火災等により使用に 堪えなくなつたので台帳か ら削除した鉄骨鉄筋コンク リート造等の建物その他を 復旧したとき。以下同じ。

[illegible]

[illegible]

別表第三

身分証明書の様式

用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする

表	裏	第	号
国府財源法第10条第4項の規定による身分証明書			
甲 美 用 文 印 証	南滿洲国 宣統 元年 正月 日 交付年月日 有効期間 財政大臣 又は財務 (支) 局長	印	

裏面

[illegible]

別表第五

国有財産出産第28条の5の規定による身分証明書

眞 実

印

又

別 印

西暦(局)
官職
氏名
生年月日
交付年月日
有効期限

各表裏方の長
又は副署者の長

116

身分証明書

写真

印
 又は
 刻印

所属部局
 官職
 氏名
 生年月日

上記の章は、国府県財産管理令第2章第1項の規定により国府県庁の署又は事務を行う他人の土地に立ち入ることができずであることを証する。

交付年月日
 有効期間

印

各署各庁の長
 又は副署長の長

[illegible]

別表第六

別卷第六

(第 1 面)

(第 1 面)

第 号

立入検査等をする職員の際持する身分を示す証明書

職 名 氏 名 生年月日 年 月 日生	写 真
年 月 日交付 年 月 日取り消す	

都道府県知事 (市町村長・区長)

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印の○を記入する。該当する法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

[illegible]

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令の各条項の横に、この証明書を使用して行う立入検査に係る法令の各条項を記載することとする。

3 項目の有無の横に、立入検査等を行う機関を有する場合は「○」を、有しない場合は「―」を記載することとする。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。